

3年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R3. 4. 27	R3. 5. 11	オリンピック・パラリンピックの開催を断念した場合の東京五輪組織委員会が負担すべき賠償額(IOCが損害賠償から隔離されていることによる)が問題となっているところであるが、 ①新型コロナの蔓延によりオリンピックが開催できなかった場合に見込まれる東京都および東京五輪組織委員会の負担額総額、 ②①のうち保険(開催都市契約第60条に規定されるもの等)によりカバーされる見込み額、 ③②に関連して東京都および東京五輪組織委員会が、万が一オリンピック開催を断念したときのために締結した保険契約の内容、 について分かる一切の文書(たとえば契約書、開催都市契約第60条に規定される「本大会の保険に関する詳細」たる「財務に関するテクニカルマニュアル」の日本語版、等)。	-				1											実施機関において請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課
2	R3. 4. 27	R3. 5. 11	オリンピック・パラリンピックの開催を断念した場合の東京五輪組織委員会が負担すべき賠償額(IOCが損害賠償から隔離されていることによる)が問題となっているところであるが、 ①東京五輪の中止、 ②東京五輪中止の際の賠償問題、 ③東京五輪にかかる開催都市契約、 について、尾島鉦平都議会銀に東京都が行ったレクチャー・質問対応等の、東京都と同議員とのやりとりの分かる一切の文書。	-				1											当該公文書については、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課
3	R3. 5. 17	R3. 5. 31	2020東京五輪に関する文書で 1. 各競技のIF(国際競技連盟)が定める審判(人数、資格等含む)の確保が可能か否か、又は例外措置を記載したもの2. 1.について調査、依頼又は照会したものや調査照会を受けたもの3. 2の対象は事部局以外(組織委、政府機関、政党、企業、外国等を)含む4. ここに示す「文書」は、電子メール、SNSなどの通信手段や、手書き、レク資料、応接記録、画像等あらゆる形態を含む	-				1											各競技のIF(国際競技連盟)が定める審判の確保に関する業務に関して、実施機関では当該文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部競技渉外課